

田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務公募型プロポーザル

質疑回答

番号	質疑項目	質疑内容	回答
1	目標基準 (特記仕様書第8条)	特記仕様書に定める目標水質基準については、貴市が定める変更不可の基準と理解すべきでしょうか。それとも、業務目的の達成及び法令基準の遵守を前提として、変更理由及び技術的根拠を示した場合には、目標水質基準を変更する技術提案を行うことが可能でしょうか。	目標基準は、処理水質が法令に基づく遵守基準を超えることが無いよう実務的管理の基準値として定めているものです。目標基準の見直しに関する技術提案については、遵守基準を確実に満たせる技術的な根拠と、それによる業務の効率化やコスト縮減効果が示される場合に限り可能です。